

(公財) しまね自然と環境財団 環境学習資機材貸出規約

(目的)

第1条 この規約は次条に規定する環境学習資機材の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約に定める「環境学習資機材」とは、別表に掲載する環境学習教材・環境測定機器等をいう。

(貸出の対象)

第3条 環境学習資機材の貸出の対象者は、原則、次の要件を満たす県内の団体・個人とする。

- (1) 環境学習資機材を利用して、県民の環境保全に関する知識の普及、意識の高揚又は環境学習の推進に資する事業を行う団体・個人であること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的として環境学習資機材を使用しようとする団体・個人ではないこと。
- (3) 暴力団でないこと、若しくは暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある団体でないこと又はその構成員でないこと。

(貸出の方法)

第4条 環境学習資機材を借り受けようとする者(以下「借受申請者」という。)は、前もって(公財)しまね自然と環境財団松江事務所(以下「松江事務所」という。)へ貸出可能か問い合わせて松江事務所長(以下「所長」という。)宛に「環境学習資機材借用申込書」を提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定により環境学習資機材の借受申請を受けた場合において、その貸出を適当と認めた場合は、借受申請者に環境学習資機材を貸出するものとする。

(貸出の期間)

第5条 貸出期間は、当該貸出にかかる環境学習事業の実施期間の他、貸出及び返却に要する日を加えた期間とする。ただし、貸出期間は2週間以内とする。

2 原則、貸出及び返却場所は(公財)しまね自然と環境財団松江事務所(松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター2F)とする。

3 貸出及び返却は、平日の9時30分から午後5時までの間において行うものとする。

4 第1項から第3項までの規定において、特別な事情が発生した場合はこの限りではない。

(経費負担)

第6条 環境学習資機材の貸出は、無料とする。

2 第4条の規定により貸出の承認を受けた者(以下「借受者」という。)が貸出期間中に借受者の故意又は過失によって生じた環境学習資機材の破損、紛失による修繕等に要する経費は、借受者の負担とする。

(事故に対する賠償責任等)

第7条 借受者は、貸出期間中に環境学習資機材による事故が発生した場合は、直ちに所長に報告するとともに、第三者に対する損害賠償等については当該借受者が一切の責任を負い、その賠償をしなければならない。

(貸出期間中の管理責任等)

第8条 借受者は、貸出期間中の環境学習資機材の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 借受者は、第三者に環境学習資機材を転貸してはならない。

(その他)

第9条 環境学習資機材の貸出について、この規約に定めのない事項は、(公財)しまね自然と環境財団が必要に応じ別に定める。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。